

	改正前	改正後
国外転出時課税制度		(1) 未分割財産について、国外転出贈与等課税の適用において法定相続分で申告した後、遺産分割が行われたこと (2) 強制認知の判決の確定等により相続人に異動が生じたこと (3) 遺留分の減殺請求に基づき、返還すべきまたは弁償すべき額が確定したこと (4) 遺贈にかかる遺言書が発見され、または遺贈の放棄があったこと (5) 相続等により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと (6) 条件付き遺贈についてその条件が成就したこと ※平成28年1月1日以後に上記事由が生じた場合について適用
	2. 対象となる有価証券等の範囲の縮小	2. 対象となる有価証券等の範囲の縮小 新株予約権その他これに類する権利で、株式を無償または有利な価額により取得することができるもののうち、その行使による所得の全部または一部が国内源泉所得となるものを除外する ※平成28年分以後の所得税について適用
	3. 納税猶予の期限の見直し 国外転出の年分の所得税のうち、国外転出時課税制度にかかる所得に対応する部分については、国外転出時から5年間（最長10年間）納税が猶予される	3. 納税猶予期限の見直し 国外転出の年分の所得税のうち、国外転出時課税制度にかかる所得に対応する部分については、国外転出時から5年4ヵ月間（最長10年4ヵ月間）納税が猶予される ※平成28年1月1日以後に納税猶予期限が到来する場合について適用
	4. 国外転出時課税制度の適用を受けていない場合（整備）	4. 国外転出時課税制度の適用を受けていない場合 国外転出等の日の属する年分の所得税につき、国外転出時課税制度の適用を受けていない場合には、国外転出時に保有している対象資産または贈与等により移転した対象資産について、取得価額をその国外転出のときまたは贈与等のときにおける時価で取得したものとみなす措置を適用しない ※平成28年1月1日以後に帰国等をした場合について適用
	5. 納税猶予中に有価証券等を譲渡した場合の取扱いの明確化（整備）	5. 納税猶予中に有価証券等を譲渡等をした場合の取扱いの明確化 納税猶予中に有価証券等を譲渡等をした場合において、譲渡等をした有価証券等が国外転出時に有していたかどうかの判定は次による (1) 納税猶予の適用を「受けている有価証券等」と「受けていない有価証券等」とに区分し、「受けていない有価証券等」から先に譲渡したとする (2) 「受けている有価証券等」を譲渡したものとされる場合は、先入先出で判断する ※平成28年1月1日以後の譲渡等について適用

解説▶▶18ページ

## 2 個人所得課税

	改正前	改正後
通勤手当の非課税限度額	月額10万円	月額15万円 ※平成28年1月1日以後に受ける通勤手当から適用

# PART.1

# ひと目でわかる！ 平成28年度税制改正大綱の 改正内容一覧表

※本表は右ページより左ページの順にお読みください。

## 1 金融証券税制

	改正前	改正後
NISA	1. 「非課税適用確認書の交付申請書」の添付書類 NISA口座を開設する際には、「非課税適用確認書の交付申請書」に「基準日における国内の住所を証する書類」を添付しなければならない 2. 勘定設定期間 （詳細は本文参照） 3. 非課税適用確認書の交付申請書を提出したものとみなす場合 （拡充）	1. 「非課税適用確認書の交付申請書」の添付書類 NISA口座を開設する際には、「非課税適用確認書の交付申請書」に、基準日における国内の住所の記載及び「基準日における国内の住所を証する書類」の添付を不要とする ※平成30年以後の勘定設定期間にかかる「非課税適用確認書の交付申請書」について適用 2. 勘定設定期間 上記1に伴い、平成30年以後の勘定設定期間を、平成30年1月1日から平成35年12月31日までとする 3. 非課税適用確認書の交付申請書を提出したものとみなす場合 平成29年10月1日において開設している居住者等で、個人番号を証券会社等に告知をしている者は、平成29年10月1日において、平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間が記載された「非課税適用確認書の交付申請書」の提出をしたものとみなす ただし、平成29年9月30日までに、希望しない旨の申し出をした者を除く
解説▶▶18ページ		
上場株式等の譲渡損失の損益通算および繰越控除	（拡充）	上場株式等の譲渡損失の損益通算および繰越控除の対象となる上場株式等の範囲に、以下の譲渡を加える ・ 国外転出をする場合の譲渡所得の特例の適用によりみなされる譲渡 ・ 贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例により行ったものとみなされる譲渡
解説▶▶21ページ		
マイナンバー導入に伴う手続きの簡素化		すでに金融機関に対して個人番号を告知済みの者が同一の金融機関において口座開設を行う際、金融機関等が帳簿により個人番号を確認できる場合は、個人番号の告知等を不要とする
国外転出時課税制度	1. 準確定申告にかかる国外転出時課税制度の整備 （拡充）	1. 準確定申告にかかる国外転出時課税制度の整備 相続開始日の属する年の所得税について、国外転出贈与等課税の適用を受けた居住者は、以下の事由により非居住者に移転した有価証券等または未決済デリバティブ取引等（以下「対象資産」という）が、当初申告と異なることとなった場合には、その居住者の相続人は、以下の事由が生じた日から4ヵ月以内に修正申告または更正の請求をすることができる
解説▶▶18ページ		

